

〈自由金利型定期預金（M型）〔複利型〕規定〉

1. （預金の支払時期）

- (1) この預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 第1項にかかわらず、満期日前においてもこの預金の一部を解約することができます。
この場合、第3条の定めにより取扱うこととします。

2. （利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6ヵ月複利の方法で計算し、満期日以後（満期日自動解約の場合は満期日）にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合および共通規定第2条第5項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6ヵ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、次の①乃至③の利率が、解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率とします。

① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6ヵ月以上1年未満	約定利率×20%
C. 1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×30%
D. 1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×40%
E. 2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×50%
F. 2年6ヵ月以上4年未満	約定利率×60%

② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6ヵ月以上1年未満	約定利率×15%
C. 1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×20%
D. 1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×30%
E. 2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×35%
F. 2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×40%
G. 3年以上3年6ヵ月未満	約定利率×50%
H. 3年6ヵ月以上5年未満	約定利率×60%

③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A. 6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
----------	----------------

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

B. 6ヵ月以上1年未満	約定利率×10%
C. 1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×15%
D. 1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×20%
E. 2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×25%
F. 2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×30%
G. 3年以上3年6ヵ月未満	約定利率×40%
H. 3年6ヵ月以上4年未満	約定利率×50%
I. 4年以上4年6ヵ月未満	約定利率×60%
J. 4年6ヵ月以上5年未満	約定利率×70%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の一部解約)

(1) この預金は、預入日の6ヵ月後の応当日以後であれば、満期日前に預金の一部を解約することができます。ただし、預金の一部を解約することにより、当初預入時の預金金額と一部解約後の預金金額において、当行所定の金額階層区分が相違する場合は、当該預金の一部解約はできません。

(2) この預金の一部を解約するときは、1万円以上の金額で指定してください。

この場合の利息については、第2条第3項の規定を準用します。

(3) 一部解約後のこの預金は、この預金規定により取扱います。

4. (規定等の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(2020年4月現在)